

償却資産の種類と具体例

◆申告対象となる主な償却資産（種類別）

| 資産の種類 | | 主な償却資産の例示 |
|-------|-----------------|--|
| 1 | 構 築 物 | 門、塀、舗装路面、屋外排水溝、庭園、緑化施設等の外構工事、広告塔、橋、畦畔、暗渠排水工事、ビニールハウスなど |
| | 建物附属設備 | 受変電設備、家屋所有者と異なる賃借人が店舗等に施工した内装・造作など（※1） |
| 2 | 機 械 及 び 装 置 | 各種製造加工機械、工作機械、印刷機械、ブルドーザー・パワーショベル、クレーン等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09 及び 000～099」）、農業機械、機械式駐車設備、太陽光発電設備など |
| 3 | 船 舶 | 釣り舟、漁船、ボート、作業船、遊覧船、砂利採取船など |
| 4 | 航 空 機 | 飛行機、ヘリコプター、グライダーなど |
| 5 | 車 両 及 び 運 搬 具 | 大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0、00～09 及び 000～099」、「9、90～99 及び 900～999」のもの）、その他運搬車など（自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは除く） |
| 6 | 工 具、器 具 及 び 備 品 | 机、椅子、応接セット、テレビ、コピー機、冷蔵庫、エアコン、パソコン、陳列ケース、レジスター、ネオンサイン、ドローン、医療機器、理容・美容機器、厨房機器、遊戯器具、自動販売機、各種工具など |

※1 建物附属設備等については、家屋と償却資産に区分して評価しています。

◆申告対象となる主な償却資産（種類別）

| | |
|----------|--|
| 共 通 | パソコン、コピー機、エアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、看板、広告塔、内部造作、簡易間仕切り、舗装路面、緑化施設等の外構工事、駐車場設備、門、塀、外灯、LAN 設備、受変電設備、太陽光発電設備など |
| 農 業 | ビニールハウス、畦畔、井戸、選別機、動噴、乾燥機、糞摺り機、暗渠工事など ※農業用小型特殊自動車のうち、最高速度が 35 k m/時未満のものは、償却資産の申告対象外です。 |
| 漁 業 | 漁船、巻上機、漁網、いけす、のり乾燥機など |
| 製 造 業 | 各種製造加工機械、受変電設備、給排水設備、旋盤、プレス機、金型、測定・検査工具、構内舗装、工場緑化施設など |
| 建 設 業 | 大型特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフトなど） |
| 飲 食 業 | テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、ルームエアコンなど |
| 小 売 業 | 陳列ケース（冷凍・冷蔵機付を含む）、自動販売機、日よけなど |
| 理容・美容業 | 理・美容機器、理・美容椅子、消毒殺菌設備、サインポールなど |
| 医 療 業 | 各種医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ、心電計など）、ベッド、待合室用椅子など |
| 不動産貸付業 | 緑化施設等の外構工事、舗装路面、門、塀、受変電設備、駐輪場、太陽光発電など |
| 売 電 | 太陽光発電設備、受変電施設、蓄電設備、送電設備、フェンス、舗装路面など |
| ガソリンスタンド | ガソリン計量機、洗車機、独立キャノピー、地下タンク、構内舗装など |